

[宅地建物取引主任者資格試験合格証明書の発行について]

合格証書を紛失された場合、合格証書を再発行することはできませんが、「合格証明書」を発行します。

下記に沿って、合格証明書を申請してください。

試験の合格年によって、申請先、申請方法が異なりますのでご注意ください。

昭和62年以前に合格された方

- ・奈良県知事あての様式を2部提出してください。
(（一財）不動産適正取引推進機構理事長あての様式は不可)
- ・合格者本人であることを証明できる物を持参してください。
(例：運転免許証、パスポート等写真のある公的機関が発行している物)
- ・合格時と氏名が変わっている場合は、合格時の氏名も記載してください。
- ・証明書発行には、申請されてから約1週間かかります。
- ・証明書ができ次第、ご本人に連絡しますので、様式の電話番号記載欄には、平日の日中に連絡がとれる電話番号を記載してください。(携帯でも可)
- ・ご不明な点は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課総務宅建係(TEL 0742-27-7563)へお問い合わせください。

昭和63年以降に合格された方

- ・（一財）不動産適正取引推進機構理事長あての様式を下記住所に郵送してください。(奈良県知事あての様式は不可)
 - ・申請者(合格者)の氏名が合格時と変わっている場合は、合格時の氏名を記入した上で、改姓等を証明できる書類(戸籍抄本等)を同封してください。
 - ・証明書は簡易書留郵便で送付しますので、住所、氏名を記載し、380円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- 〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-8-21 第33森ビル3階
(財)不動産適正取引推進機構 試験部
- ・ご不明な点は、（一財）不動産適正取引推進機構試験部(TEL 03-3435-8181)へお問い合わせください。